



GROWTH
TOKYO

2023年2月14日

各 位

会 社 名 ルーデン・ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 西岡 孝
(東証グロース・コード1400)
問 合 せ 先 取締役管理部門管掌兼管理本部長
佐々木 悟
電 話 03-6427-8088

代表取締役の異動に関するお知らせ

記

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、代表取締役の異動について内定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本異動は2023年3月23日開催予定の第23回定時株主総会およびその後の取締役会において正式決定する予定です。

1. 異動の理由

新たな経営体制により経営基盤の強化を図るとともに、より一層のガバナンス強化につながることを目的としております。なお、本異動に関しましては、外部調査委員会の再発防止策を受け、当社が自主的に判断いたしました。

2. 新旧代表取締役の氏名及び役職名

(新任) 氏 名：^{にしおか ゆうと}西岡 勇人 (現 取締役)
新・役職名：代表取締役社長

(退任) 氏 名：^{にしおか たかし}西岡 孝
旧・役職名：代表取締役社長

注：子会社の取締役については留任いたします。

3. 新任代表取締役の略歴

生年月日	略歴	所有株式数 (株)
1992年 6月2日生	2020年5月 当社入社 2020年10月 株式会社ルーデン・ライフサービス 取締役就任（現任） 2021年3月 当社取締役就任（現任） 2022年3月 株式会社ルーデン・ビルマネジメント取締役就任（現任） 2022年12月 株式会社イーストアンドウエスト代表取締役就任（現任）	1,284,500

4. 就任予定日

2023年3月23日

(参考)

- ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者

当社は、2023年3月23日開催予定の第23回定時株主総会において「定款一部変更の件」が原案通り承認された場合、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（4名）は、定款効力発生の時をもって任期満了となります。

本件は、「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

なお、2023年3月23日開催予定の第23回定時株主総会後において取締役は西岡勇人氏と監査等委員を含め5名となる予定です。

氏名 (生年月日)	略歴	所有株式数 (株)
百田 哲史 (1959年6月19日生)	1983年12月 株式会社東京三洋ホーム 入社 1984年12月 株式会社菱和ライフクリエイイト取締役就任 2000年2月 株式会社ネクステート 入社 2013年6月 株式会社カプセルデヴィジョン 入社 2021年7月 株式会社ウエスト代表取締役就任（現任）	0

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

- ・ 監査等委員である取締役候補者

当社は、2023年3月23日開催予定の第23回定時株主総会において「定款一部変更の件」が原案通り承認された場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。

本議案は、「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

氏名 (生年月日)	略歴	所有株式数 (株)
服部 弘嗣 (1975年4月25日生)	2006年10月 弁護士登録 2006年10月 加茂法律事務所入所 2007年7月 法律事務所あすか入所	0
木村 祐太 (1987年7月18日生)	2014年1月 弁護士登録 2014年1月 三宅・山崎法律事務所入所 2020年2月 ニューヨーク州弁護士登録 2020年7月 MASS パートナーズ法律事務所入所 2022年5月 赤坂弁慶橋法律事務所 共同代表弁護士として参画 (現任)	0
池田 晃司 (1977年7月5日生)	2001年4月 監査法人トーマツ入社 2006年1月 池田晃司公認会計士事務所設立 (現任) 2008年4月 清新監査法人 (現: 至誠清新監査法人) 社員就任 2013年7月 株式会社セキュアサステイーン 代表取締役就任 2016年3月 株式会社ジオネクスト 取締役就任 2016年5月 株式会社G C A P 取締役就任 2016年3月 株式会社セキュアサステイーン 代表取締役就任 2017年6月 株式会社リーガルビジョン 取締役就任 2018年6月 株式会社アイ・ステーション 取締役就任 2021年1月 株式会社D I C E (現: 株式会社ダイス建設興業) 取締役就任 (現任) 2021年11月 株式会社INSURE TECH INDUSTRIES 監査役就任 (現任)	0

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 候補者の選任が承認された場合には、会社法第 427 条第 1 項及び当社定款第 28 条の規定に基づき、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく賠償限度額は、金 100 万円又は会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額のいずれか高い額といたします。

以 上